

研究集会等助成規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(1)及び(6)に基づく研究集会等助成は、本規程の定めるところによる。
- 2 本規程は、心理学を専門とする者が心理学の発展に貢献するために研究集会等の活動を支援することを目的とする。
- 3 研究集会等にかかる助成額は、予算1件あたり10万円を上限とする。
- 4 助成金の運営は次のとおりとする。
 - (1) 助成の公示は年1回行う。
 - (2) 助成の対象は、心理学を専門とする者計10名以上が参加する研究集会（以下、応募団体という。）とし、同一会計年度につき1件に限り応募できるものとする。
 - (3) 応募団体は、所定の様式に従って申請書を作成し、本学会に提出する。
 - (4) 助成の採否は、常務理事会が決定し、応募団体に通知する。
 - (5) 活動に際しては日本心理学会の助成を受けていることを明記する。
 - (6) 採択された応募団体の代表者は、所定の様式に従って、実施内容及び成果の報告を当該年度の3月末日までに本学会に提出する。
 - (7) 上記報告は、ホームページに公表するものとする。
- 5 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成16年3月8日より施行する。
- 2 本規程の改正は、平成20年3月16日より施行する。
- 3 本規程は、平成20年3月16日施行の研究集会等助成規程を改正したものである。
- 4 本規程の改正は、平成22年6月20日より施行する。
- 5 本規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 6 本規程の改正は、平成24年3月19日より施行する。
- 7 本規程の改正は、平成25年9月19日より施行する。